

相生市変動型最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相生市が発注する工事及び業務委託等について、極端な低入札価格による受注を防止するため、相生市契約規則（昭和39年規則第25号）第6条及び第16条の規定による最低制限価格の基準を設定するに当り必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象は、原則すべての一般競争入札による工事及び業務委託等について適用する。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該入札における有効な全入札価格（予定価格を超えるものは無効とする。）を平均した価格（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に10分の9を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 有効な入札参加者が1者の場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）をもって平均入札価格とする。

(適用方法)

第4条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(相生市変動型低入札価格制度試行要領の廃止)

2 相生市変動型低入札価格制度試行要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。